

第二次富士市情報化計画

2011-2015^W
(概要版)

平成 23 年 3 月
富士市

計画策定の趣旨

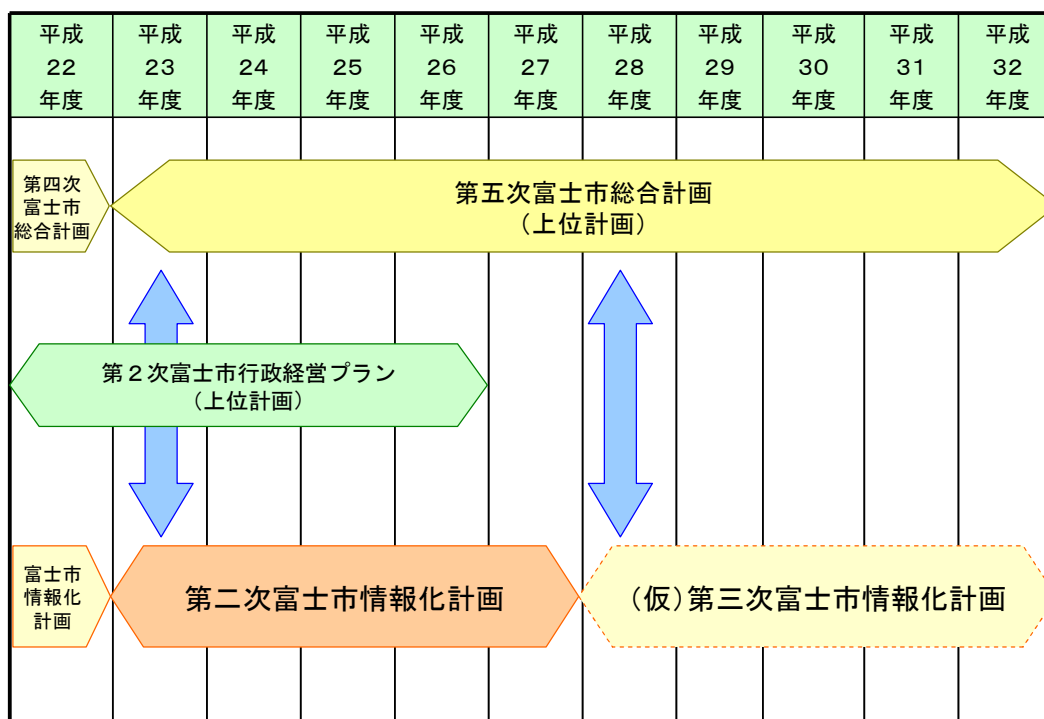
策定の背景・目的

本市では、平成 18 年 3 月に策定した「富士市情報化計画」により地域及び市の情報化を推進してきましたが、平成 22 年度をもって終了となるため、これを引き継ぐ新たな計画が必要となります。また、ICT（情報通信技術）の進展などに伴い、市民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化に向けた情報化施策が求められ、国・県の施策を有効に活用しながら効果的な投資を行い、電子自治体*及び地域の情報化を推進していくことも必要になっています。

これらのことから、本市では、市全体の情報化を推進するための指針となる「第二次富士市情報化計画」（以下「本計画」という。）を策定することとなりました。

計画の期間

本計画は、上位計画である「第五次富士市総合計画」に基づき、「第 2 次富士市行政経営プラン」との整合性を図りながら、平成 23 年度を初年度とし、平成 27 年度までの 5 年間で計画の推進期間とします。



【注】用語解説(P14～)に記載されている用語については、文中初出時に「※」を付してあります。

情報化の課題

本市の情報化における現状の問題点・ニーズに基づき、国や県、ICT 技術革新などの外部環境変化を考慮して、本市が今後取り組むべき情報化の課題（解決すべきテーマ）について、「行政サービス」、「行政経営」及び「まちづくり」の3つの視点から以下のように整理しました。

視 点	主要課題（テーマ）	取組具体例
行政サービス	行政サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請サービスの拡充 ・施設予約サービスの充実 ・電子申告の導入 など
	情報機会の確保 （情報格差の解消）	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ総合窓口※化 ・自動交付機の拡充 ・「広報ふじ」、「回覧板」等紙媒体の充実 ・地域間の情報環境格差の解消 など
	情報提供の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティ※の確保 ・多様な情報メディアを活用した情報提供 ・容易な情報検索 など
行政経営	行政運営の効率化・高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの最適化 ・庁内OA※化の推進 ・職員の情報リテラシー※の向上 など
	個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護対策の強化 ・情報セキュリティ対策※の強化 など
まちづくり	安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、気象、災害時の情報提供の拡充 ・健康、福祉、医療情報提供の充実 など
	地域産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・観光・イベント情報の拡充 ・産業の情報交流・情報共有の推進 など
	教育の情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の情報化（情報教育の推進、教科指導のICT化、校務のICT化）など

基本理念と基本方針

基本理念

本計画は、ICT（情報通信技術）の飛躍的な発展や市民ニーズの多様化・高度化に的確に対応し、全ての市民が情報化の利便性を享受できる環境をつくり、市民生活や産業活動の向上、地域の活性化、市民サービスの向上などを目的とした、情報化施策を総合的・計画的に推進していくための計画です。

そのため本計画では、本市が目指すべき姿（あるべき姿）を、次のような情報化の基本理念として設定し、情報化を推進していきます。

基本理念： しあわせ実感 eまち ふじ ～ ICTを架け橋に

基本方針

基本方針 1： 簡単・便利な市民サービスの提供

～「顧客」としての市民の視点～

「誰もが、いつでも、どこでも」市民サービスを楽しむように、ICTを活用した簡単・便利な市民サービスの提供の更なる拡充とともに、そのための情報環境づくりも合わせて推進していきます。

基本方針 2： スリムで信頼される行政経営の実現

～「株主」としての市民の視点～

電子自治体の推進により、行政運営の効率化・高度化を一層進めるとともに、市民への情報公開を推進して透明性の高い市役所づくりを進めます。また、電子化に伴い、個人情報保護対策や情報セキュリティ対策を強化し、信頼される行政経営を推進していきます。

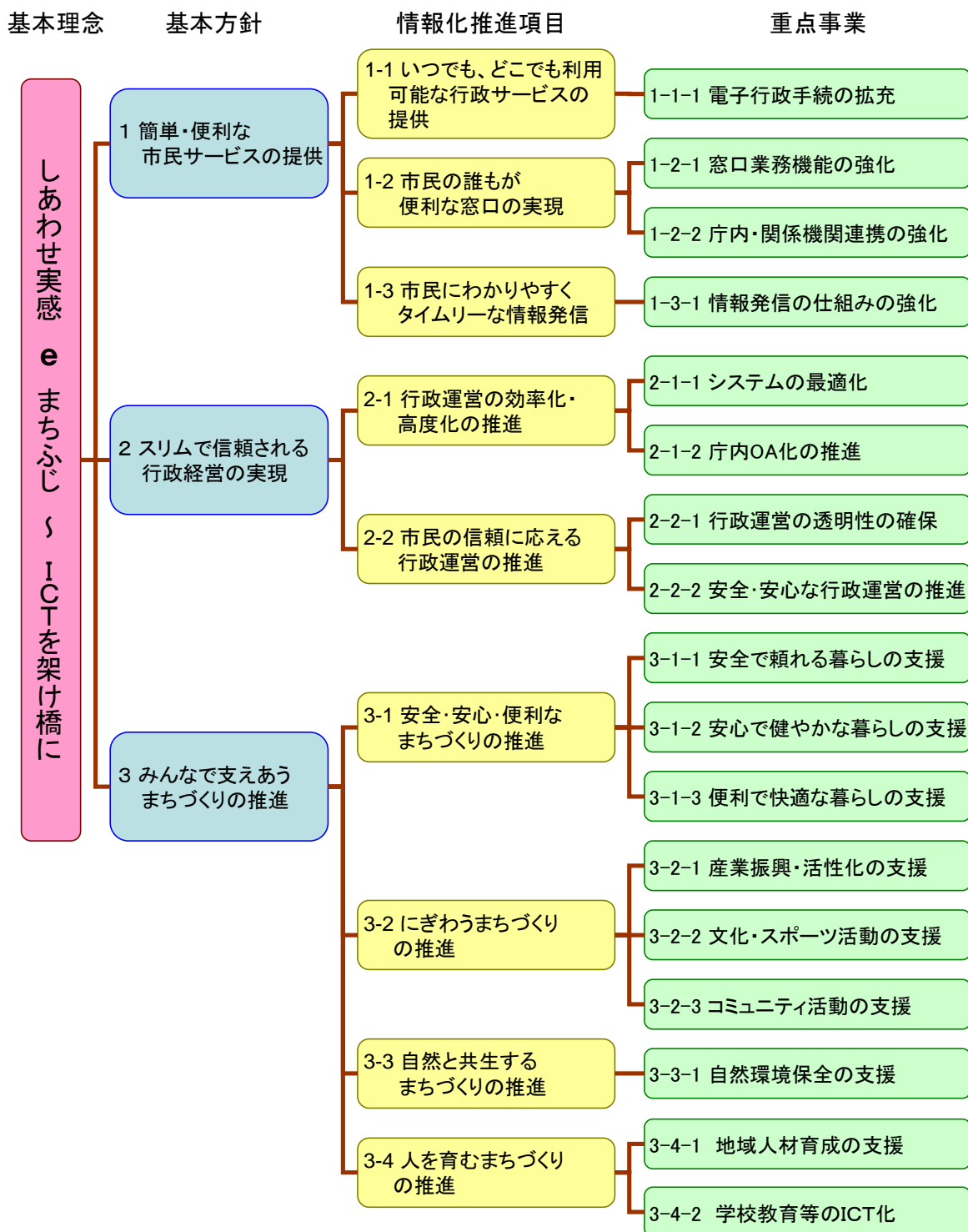
基本方針 3： みんなで支えあうまちづくりの推進

～「地域の主体」としての市民の視点～

これまで以上に市民への情報提供、支援を充実するとともに、市民と行政、市民と市民ができる限り情報を共有し、まちづくりに市民が地域の主体として参加、参画、協働できる環境の整備を、ICTを活用しながら進めていきます。

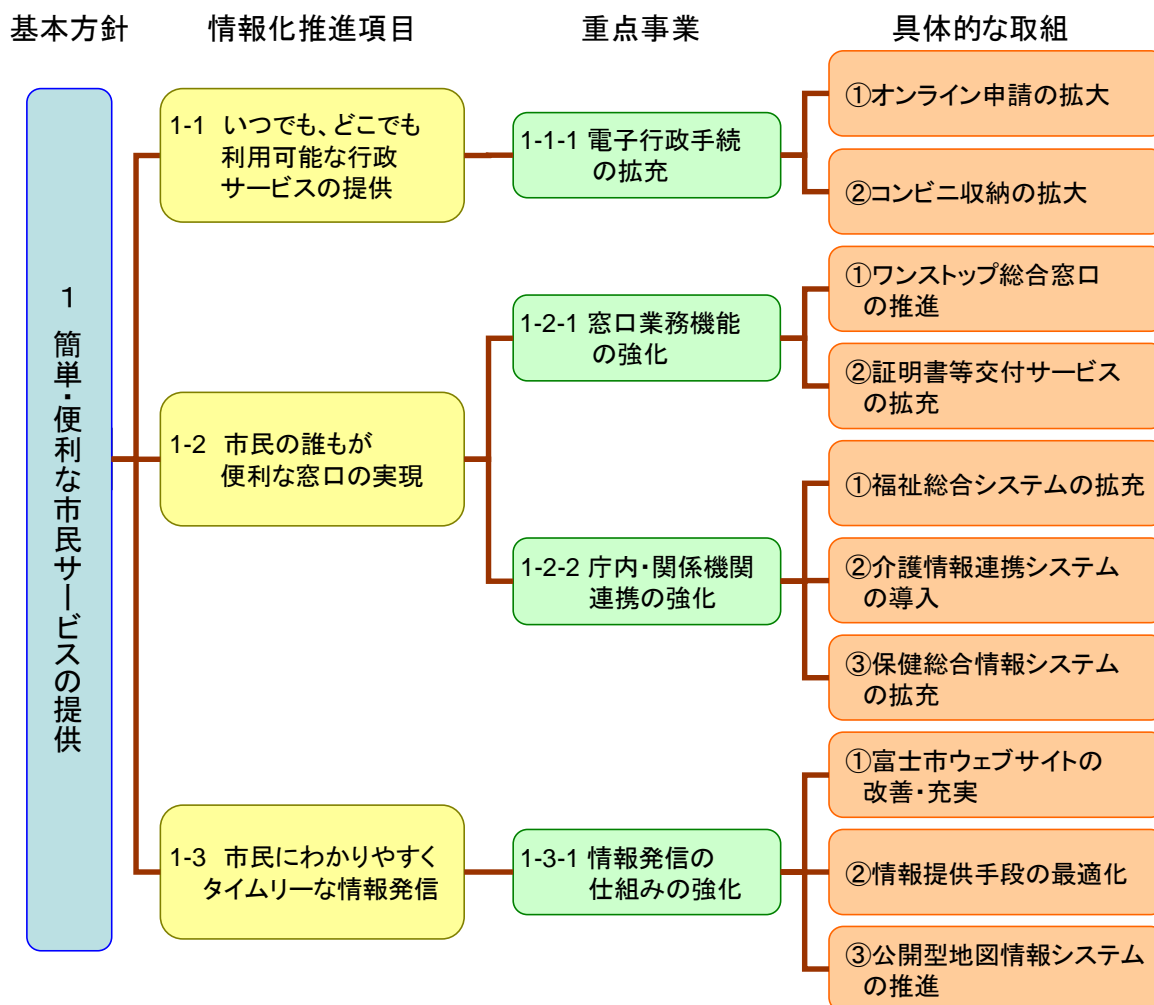
情報化施策体系

情報化の基本理念及び基本方針に基づき、本市として取り組むべき情報化施策は以下のとおりです。



基本方針 1 簡単・便利な市民サービスの提供

市民の誰もが、いつでも、どこでも、簡単・便利に行政サービスを楽しむことを目標に、情報化を推進していきます。また、市民の利便性の更なる向上を図るとともに、年齢や身体的なハンディなどによって情報格差を生じないように配慮していきます。



情報化推進項目 1-1 いつでも、どこでも利用可能な行政サービスの提供

本市では、既にインターネット*上で行政サービスを提供しています。今後もインターネットを有効活用して、市民の時間的・地理的な制約を解消するための電子行政サービスの充実を図っていきます。

重点事業 1-1-1 電子行政手続の拡充

本市では、電子申請や電子入札*などの行政手続の一部について、インターネットを介したサービスを提供しています。また、公金納付の利便性向上を図るため、コンビニ収納を実施しています。今後はこれらのサービスの拡充を図っていきます。

- オンライン申請の拡大
- コンビニ収納の拡大

情報化推進項目 1-2 市民の誰もが便利な窓口の実現

市民の利便性向上を図るため、一つの窓口で様々な手続が行われるよう、ワンストップ総合窓口の充実や庁内・関係機関の連携を強化していきます。

重点事業 1-2-1 窓口業務機能の強化

本市では、市民の転出入などに伴う行政手続について、ワンストップ総合窓口によるサービスを提供しており、今後もこれらのサービスの拡充を図っていきます。

- ワンストップ総合窓口の推進
- 証明書等交付サービスの拡充

重点事業 1-2-2 庁内・関係機関連携の強化

本市では、福祉・保健事業において ICT を活用したシステムを導入し、支援を必要とする市民に適切なサービスを提供できるよう、庁内・関係機関の連携を進めています。今後もこれらのシステムの拡充を図っていきます。

- 福祉総合システムの拡充
- 介護情報連携システムの導入
- 保健総合情報システムの拡充

情報化推進項目 1-3 市民にわかりやすくタイムリーな情報発信

本市では、市ウェブサイト*上でイベントや行政手続など様々な市政情報を提供しています。今後もウェブサイトを活用し、市政情報を適時、適切に発信できるよう内容・機能の充実に努めていきます。

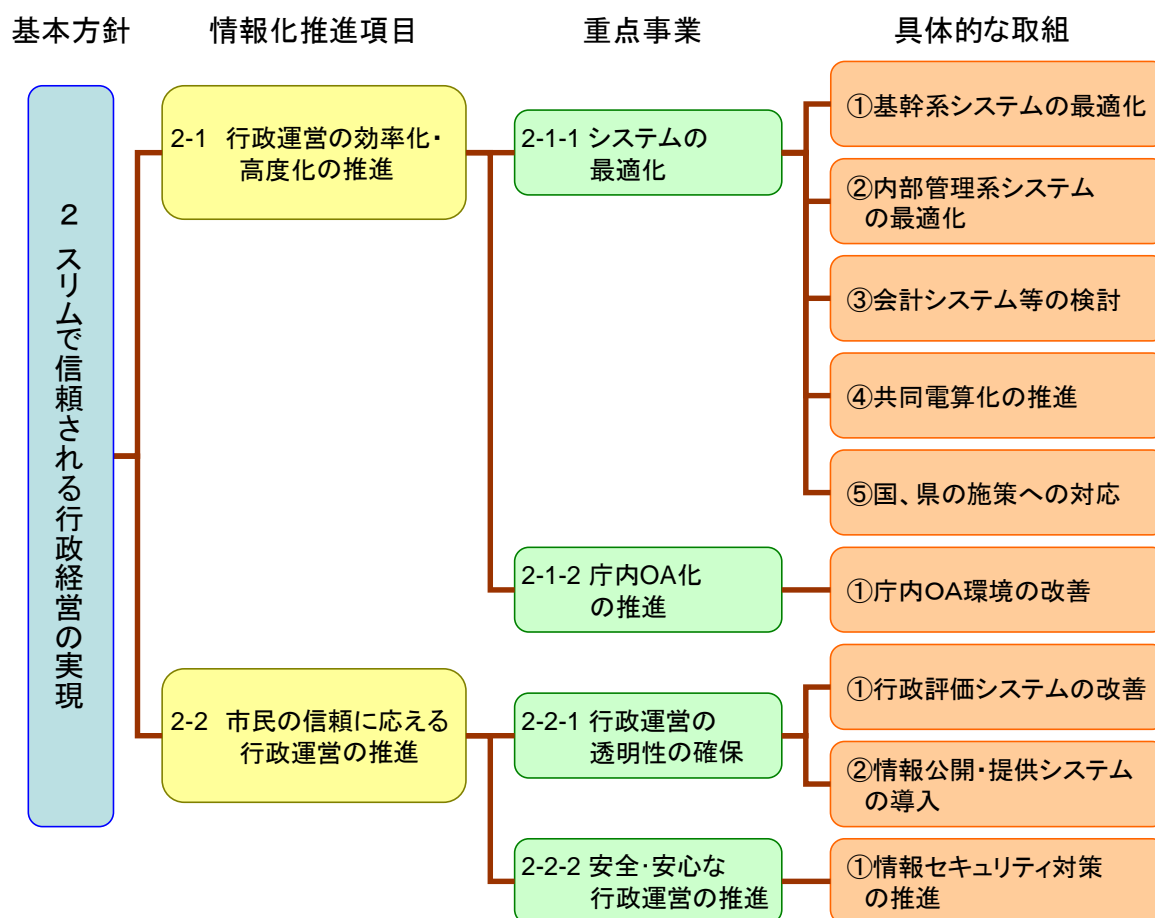
重点事業 1-3-1 情報発信の仕組みの強化

本市では、市ウェブサイトや誰かが使いやすく、便利で役立つ情報提供手段として活用できるようコンテンツ*の充実に取り組んでおり、今後もこれらのサービスの拡充を図ります。

- 富士市ウェブサイトの改善・充実
- 情報提供手段の最適化
- 公開型地図情報システムの推進

基本方針 2 スリムで信頼される行政経営の実現

市民に質の高い行政サービスを提供するため、行政評価を活用し効果的な施策を実施するとともに、行政の効率化を進めます。また、積極的な情報公開の推進により行政運営の透明性を確保するとともに、情報セキュリティの強化を図り、市民から信頼される市政の実現に向け取り組んでいきます。



情報化推進項目 2-1 行政運営の効率化・高度化の推進

本市では、行政運営の効率化を進めるため、既に各種業務システムを導入していますが、今後も技術革新や制度改正などの環境変化に対応し、ICT を活用した更なる行政運営の効率化・高度化を推進していきます。

重点事業 2-1-1 システムの最適化

本市では、簡素で効率的な行政運営を図るため、より効率的、効果的な業務システムの見直しを進めていきます。

- 基幹系システム*の最適化
- 内部管理系システムの最適化
- 会計システム等の検討
- 共同電算化の推進
- 国、県の施策への対応

重点事業 2-1-2 庁内 OA 化の推進

本市では、事務効率の向上を図るため、イントラネット*サービスを提供し庁内 OA 化を推進しており、今後もこれらのサービスの拡充に取り組んでいきます。

- 庁内 OA 環境の改善

情報化推進項目 2-2 市民の信頼に応える行政運営の推進

市民の信頼に応える安全で安心な行政運営を目指し、効率的な行政運営と積極的な情報公開を進めるとともに、情報セキュリティ対策を強化していきます。

重点事業 2-2-1 行政運営の透明性の確保

本市では、行政評価を活用した施策の展開により市民満足度の向上を目指すとともに、ICT を活用した情報公開や情報提供の仕組みを整備し、行政運営の透明性を高めていきます。

- 行政評価システムの改善
- 情報公開・提供システムの導入

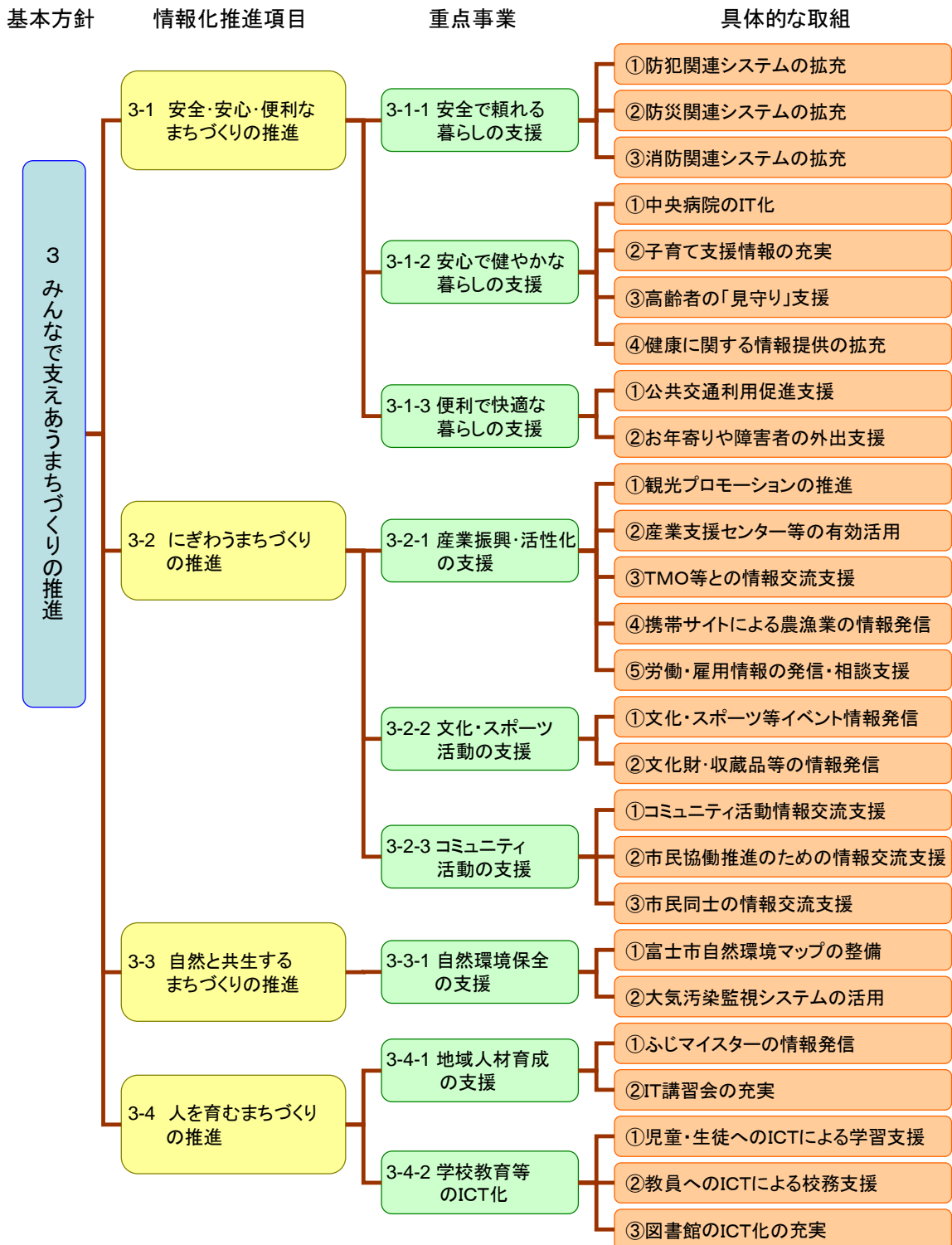
重点事業 2-2-2 安全・安心な行政運営の推進

本市では、コンピュータウイルス*や改ざん、情報漏えい等の脅威から情報資産を守り、情報資産を適正に管理、運用するため、「富士市情報セキュリティポリシー*」を策定し情報セキュリティ対策を推進しています。今後も個人情報保護及び情報セキュリティ対策の強化を図り、市民の安全・安心を確保していきます。

- 情報セキュリティ対策の推進

基本方針 3 みんなで支えあうまちづくりの推進

市民が地域の主体としてまちづくりに積極的に参加し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくため、ICT を活用した情報提供や交流支援を実施し、市民一人一人が、生き生きと輝ける環境づくりを進めていきます。



情報化推進項目 3-1 安全・安心・便利なまちづくりの推進

市民が健やかに安心して暮らすことができるよう、地域に密着した情報発信、ライフイベントに応じた情報提供や支援などのサービスの提供を行っていきます。また、市民の暮らしを守るためのシステムの充実に取り組みます。

重点事業 3-1-1 安全で頼れる暮らしの支援

本市では、市民の生活を脅かす犯罪や自然災害等に備えるため、事件、火災情報や災害危険箇所の情報提供を行っています。今後も市民の安全・安心な暮らしを支援するため、関連システムの拡充を図っていきます。

- 防犯関連システムの拡充
- 防災関連システムの拡充
- 消防関連システムの拡充

重点事業 3-1-2 安心で健やかな暮らしの支援

本市では、誰もが健康で生き生きと暮らすことができるよう、ICT を活用し、保健・福祉・医療システムの強化や情報提供の充実を図るほか、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つことができるよう、子育て支援情報などのサービスを提供していきます。

- 中央病院の IT 化
- 子育て支援情報の充実
- 高齢者の「見守り」支援
- 健康に関する情報提供の拡充

重点事業 3-1-3 便利で快適な暮らしの支援

本市では、便利で快適な市民生活を送ることができるよう、バリアフリー施設の情報や公共交通機関の情報提供を充実し、市民の利便性の向上を図っていきます。

- 公共交通利用促進支援
- お年寄りや障害者の外出支援

情報化推進項目 3-2 にぎわうまちづくりの推進

本市の産業活動を支える商工業・農林水産業・観光の振興をはじめ、市民の文化・スポーツ活動、コミュニティ活動への情報提供や交流支援を通じ、地域に根ざしたにぎわいと活力のあるまちを目指し、サービスの充実を図っていきます。

重点事業 3-2-1 産業振興・活性化の支援

本市では、ICT を活用し、地域の魅力を生かした産業振興や情報発信、ネットワークづくりを進め、地域の活性化を支援していきます。

- 観光プロモーションの推進
- 産業支援センター等の有効活用
- TMO*等との情報交流支援
- 携帯サイトによる農漁業の情報発信
- 労働・雇用情報の発信・相談支援

重点事業 3-2-2 文化・スポーツ活動の支援

本市では、生涯にわたって誰もが文化・スポーツ活動に親しめるよう、イベント等の情報発信を行うとともに、貴重な文化財等を後世に継承していくため、ICT を

活用した情報提供を進めていきます。

- 文化・スポーツ等イベント情報発信
- 文化財・収蔵品等の情報発信

重点事業3-2-3 コミュニティ活動の支援

本市では、まちづくりにおける市民との協働を推進するため、ICTを活用し、市民と行政との情報・知識の共有を進めていきます。また、市民活動団体の情報発信や人材交流により、市民参加・参画の促進や関係団体の連携強化を図ります。

- コミュニティ活動情報交流支援
- 市民協働推進のための情報交流支援
- 市民同士の情報交流支援

情報化推進項目 3-3 自然と共生するまちづくりの推進

富士山麓をはじめとする本市の豊かな自然環境の保全に努め、人と自然が共生し将来にわたり良好な環境を維持していくための取組を支援していきます。

重点事業3-3-1 自然環境保全の支援

本市では、生物多様性に配慮した自然環境の保全に対する意識啓発を進めるほか、大気汚染状況の常時監視などの取組を通じて、今後も環境保全に関する情報の積極的な発信を進めていきます。

- 富士市自然環境マップの整備
- 大気汚染監視システムの活用

情報化推進項目 3-4 人を育むまちづくりの推進

まちづくりの担い手となる人づくりを進めるため、各地区まちづくりセンターを拠点に、地域に根ざした人材の育成などを行っていきます。また、次代を担う子どもたちにきめ細かな教育を行うため、確かな学力を育む学校づくりを推進していきます。

重点事業3-4-1 地域人材育成の支援

本市では、市民の情報リテラシーの向上や、情報弱者に対する支援を行うため、各地区まちづくりセンターで行うIT講習会の充実を図り、地域のICT人材の育成を進めていきます。また、優れた技能者の育成に取り組み、講座やイベントなどでの利活用を行っていきます。

- ふじマイスターの情報発信
- IT講習会の充実

重点事業3-4-2 学校教育等のICT化

本市では、ICTの活用により児童・生徒への学習支援の充実を図るとともに、教員の負担軽減と教育活動の充実を図るため、校務のICT化など学校教育における情報基盤整備を進めていきます。また、図書館については、インターネットサービスの充実強化により、利用者のニーズに合ったサービスを提供していきます。

- 児童・生徒へのICTによる学習支援
- 教員へのICTによる校務支援
- 図書館のICT化の充実

情報化の推進

情報化推進体制の整備

本計画に基づき、本市の情報化を推進するに当たっては、総合的かつ確実な実施が求められます。そのため、庁内の情報化をより一層推進し、市民や関連団体等との連携・協働により、全ての市民が情報化の恩恵を享受できる情報化推進体制の整備を図っていきます。

庁内の情報化推進体制の整備

市長を本部長とする「行政改革推進本部」を最高意思決定機関とし、全庁的な情報化に関する検討や調整などの中心的な役割を担う「電子自治体部会」、その実作業を担う「電子自治体部会ワーキング」で組織する現体制を継続していきます。

市民・関連団体との連携強化

市民や関連団体（NPO*、企業・団体、大学など）との連携・協働の強化を図っていくための「連絡会議」などを適宜設置し、庁内の情報化推進体制との連携を円滑に実行できる体制を整備していきます。

進行管理方法の確立

本計画を確実に推進し、かつ、社会状況や市民ニーズの変化に迅速かつ柔軟に対応していくために、情報化施策・事業の現状を的確に把握・評価し、更に見直していくための仕組みづくりが重要であると考えています。先に述べた「情報化推進体制」において、各情報化施策・事業の進行状況を一元的に管理し、評価・改善する仕組みを確立していきます。

情報化に関するICT人材の育成

情報化を推進していく上で、情報化に関する人材育成は欠かすことのできないものとなっています。本市では、これまで全職員に対するICT研修を実施するとともに、各部署に「OA推進リーダー」を配置し、情報化を推進する人材の育成を図ってきました。今後も、ICTの進展に伴い職員に対するICT研修を拡充し、全職員の情報リテラシーの向上を図っていきます。具体的なICT人材の育成に当たっては、大きく以下の3つの基本的な方向性を定めています。

- 情報活用能力向上：ICTを活用して市民サービスを向上する
- 情報セキュリティ対策：市民の個人情報を保護する
- ユーザビリティ*の確保：全ての市民に対し公平・公正な情報提供を行う

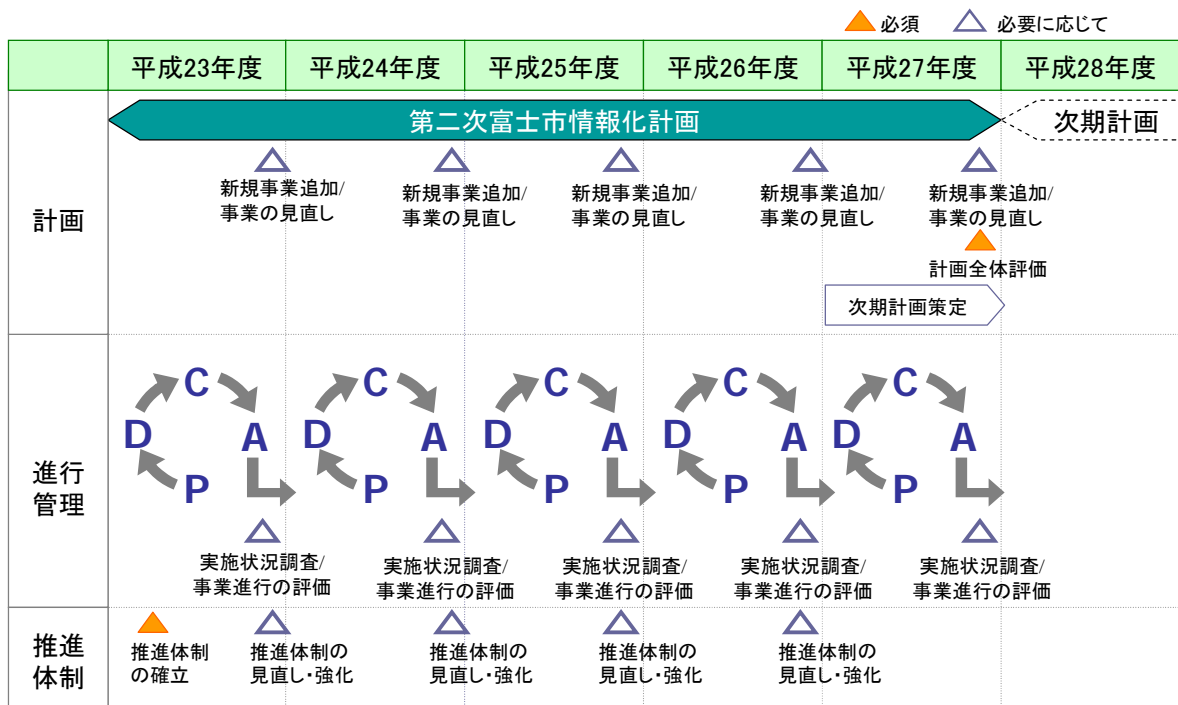
情報化推進スケジュール

情報化の推進に当たっては、情報化推進体制を確立し、本計画に掲げられた各情報化施策・事業について、進行管理手順に従って現状を的確に把握・評価し、必要に応じて年度ごとの目標の変更や情報化施策・事業の見直しを行います。

計画の見直しについては、計画期間中の社会情勢や技術進展等に伴う実施レベルを評価し、必要に応じ見直しを行います。また、新たに計画された情報化施策・事業についても、年度ごとの進行管理に併せ、随時本計画に取り込んでいきます。

また、計画全体の評価については、計画期間の最終年度となる平成 27 年（2015 年）度に、各情報化施策・事業の進行状況や、社会情勢、市民ニーズなどを踏まえて実施し、次期情報化計画の検討につなげていきます。

なお、情報化推進体制についても、必要に応じて見直し、体制の強化を図っていきます。



【用語解説】

「ICT」と「IT」について

これまで、我が国ではIT（「Information Technology=情報技術）」という略語が一般的に用いられており、本市においても、第一次情報化計画では、IT という略語を用いてきました。

一方、最近では、ICT（「Information and Communication Technology=情報通信技術）」という略語が国際的に定着してきており、我が国でも、総務省が「IT 政策大綱」を「ICT 政策大綱」に名称変更するなど、次第に用いられるようになってきています。

ICT とIT との違いは、コミュニケーション=情報の流通にも焦点を当てている点であり、単なる情報の処理、活用ではなく、関係者間のコミュニケーションの重要性を認識しようという意図があります。本計画では、今後の情報化施策に関し、コミュニケーションが重要な役割を担うという観点から文中の用語については、「ICT」に統一することとしました。ただし、情報化事業名等で情報技術に限定される施策、引用の図表等の中では、「IT」を用いるものがあります。

※ 本市における各種計画や広報資料等において、全て「ICT」を用いることを定めたわけではなく、今後も必要に応じて「IT」を用いる場合があります。

◆ アクセシビリティ【accessibility】

情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかを表す語。特に、高齢者や障害者などハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。“accessibility”とは「近づきやすさ」「接近容易性」といった意味の英単語である。

◆ アドレス【address】

コンピュータのメインメモリで、データやプログラムの所在を表すメモリ内の番地のこと。メモリアドレス又は単にアドレスという。また、電子メールの宛先を指定するための識別符号をメールアドレスあるいは単にアドレスという。

◆ インターネット【Internet】

共通の通信手順を用いて世界中のコンピュータあるいはコンピュータネットワークを相互に接続している通信網のこと。インターネットでは、各コンピュータに割り当てられたIPアドレスと呼ばれる識別番号を元に、ネットワークに接続されたコンピュータを一意に識別し、ネットワーク越しに他のコンピュータと接続することを可能にしている。インターネットには自由に参加できるが、利用するためにはインターネットの通信網に接続する必要がある。一般利用者はインターネットサービスプロバイダ（ISP：インターネット接続業者）と契約して、電話回線や光回線などを用いた通信をインターネットに接続させることにより、各家庭からのインターネット接続が可能になる。今日、インターネットはパソコンだけでなく携帯電話や生活家電、家庭用ゲーム機などからも接続

可能となっており、日常生活への浸透がますます進んでいる。

◆ **イントラネット【intranet】**

インターネット標準の技術を用いて構築された庁内・企業内ネットワークのこと。インターネットで標準となっている技術を利用することでコストを低く押さえることができる。また、WWWブラウザや電子メールクライアントなどインターネットで使い慣れたアプリケーションソフトをそのまま流用することができ、インターネットとの操作性の統合や、インターネットと連携したアプリケーションの構築などが容易に行える。

◆ **ウェブ【Web , World Wide Web (WWW)】**

インターネットやイントラネットで標準的に用いられるドキュメントシステム。HTMLという言葉で文書の論理構造や見栄えを記述し、文書の中に画像や音声など文字以外のデータや、他の文書の位置(ハイパーリンク)を埋め込むことができる。インターネット標準のドキュメントシステムとして 1990 年代中頃から爆発的に普及し、現在では世界規模での巨大な WWW 網が築かれている。インターネットで最も多く利用されるアプリケーションである。

◆ **ウェブサイト【web site】**

1冊の本のように、ひとまとまりに公開されている Web ページ群。また、その Web ページ群が置いてあるインターネット上での場所。Web サイト内のページはリンクで連結され、互いに行き来できるようになっている。Web サイトの入り口であるトップページ(ホームページ)と、Web サイトを構成する一連の Web ページ、画像ファイルなどから成る。

◆ **基幹系システム**

一般的に基幹系システムとは、自治体・企業の情報システムのうち、業務内容と直接に関わる販売や在庫管理、財務などを扱うもの。本計画では、行政情報の根幹となる「住民記録、税務、国民健康保険」などのシステム群を指す。

◆ **コンテンツ【contents】**

内容、中身という意味の英単語。メディアが記録・伝送したひとまとまりの情報(映像や画像、音楽、文章、あるいはそれらの組合せ)のこと。具体的には、ニュース、小説、映画、テレビ番組、歌、ビデオゲーム、マンガ、アニメなどを指す。デジタルデータ化されたものをデジタルコンテンツという。

◆ **コンピュータウイルス【computer virus】**

他人のコンピュータに勝手に入り込んで悪さをするプログラム。画面表示をでたらめにしたり、無意味な単語を表示したり、ディスクに保存されているファイルを破壊したりする。ウイルスはインターネットからダウンロードしたファイルや、他人から借りたフロッピーディスクなどを通じて感染する。最近では電子メールを介して感染するタイプのウイルス(ワーム)もある。大抵は使用者の知らないうちに感染する。また、ウイルスに感染したことに気づかずにコンピュータを使用し続けると、他のコンピュータにウイルスを移す危険性もある。

◆ **情報セキュリティ対策**

セキュリティとは、安全、保安、防衛、防護、治安、安心、保障、などの意味を持つ英単語。ICT の分野では、データやシステム、通信路などを暗号や防御ソフト、アクセス制御機構などを用いて技術的に保護し、機密漏えいや外部からの攻撃・侵入、盗聴、改ざんなどの危険を排除すること。保護する対象により、「ネットワークセキュリティ」「コンピュータセキュリティ」「情報セキュリティ」など様々な分野がある。

◆ **情報リテラシー**

情報を使いこなす能力のこと。体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組合せたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能をまとめた言葉。

◆ **セキュリティポリシー【security policy】**

自治体や企業全体の情報セキュリティに関する基本方針。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順などを含む。どの情報を誰が読み取れるようにするか、どの操作を誰に対して許可するか、どのデータを暗号化するかなど、情報の目的外利用や外部からの侵入、機密漏洩などを防止するための方針を定めたもの。

◆ **電子自治体**

ICT（情報通信技術）を導入し、日常業務の電子化を図ることで、住民に向けた行政サービスの利便性を高めたりする地方自治体のこと。電子化には、パソコンやグループウェアの導入によるペーパーレス化、電子メールや Web サイトを活用した行政サービスの拡充や情報公開、電子入札システムを使った工事コストの削減など多岐にわたる。住民基本台帳ネットワーク、総合行政ネットワーク（LGWAN）など国と地方自治体とが連携をとりながら進める電子化もある。

◆ **電子入札システム**

国や地方自治体が発注する工事などの入札手続をインターネット上で行うシステム。通常のインターネット利用と比べて高度なセキュリティレベルが必要となるため、国土交通省では事前に電子証明書を IC カード形式で発行することにより、不正入札を防止している。

◆ **ユーザビリティ【Usability】**

「Use + able」から来ており「使えること」が元々の意味。ソフトウェアや Web サイトの「使いやすさ」のこと。様々な機能になるべく簡単な操作でアクセスできることや、使っていてストレスや戸惑いを感じないことなどが、優れたユーザビリティにつながる。

◆ **ワンストップ（総合窓口）サービス**

一度の手続で、必要とする関連作業を全て完了させられるように設計された行政サービス。行政改革の一環として、行政手続の電子化や広域連携によって、手続回数を減少させ、コスト削減と利便性の向上を図る構想のこと。例えば、住民票の移動に際して、転

第二次富士市情報化計画<概要版>

出の届出と転入の届出とを同時に行えるようにする、などといったものである。また、窓口だけでなくパソコンや情報端末からの手続を可能にすることも目指している。

◆ NPO【Nonprofit Organization】（エヌピーオー）

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。

◆ OA【Office Automation】（オーエー）

コピー機やFAX、コンピュータなどの情報機器を用いて、事務作業を効率化すること。

◆ TMO【Town Management Organization】（ティーエムオー）

中心市街地における商業まちづくりをマネージメント（運営・管理）する機関のこと。様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースするのが役割である。具体的には、法律「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（略称：中心市街地活性化法）」によって定められたまちづくり機関を指す。TMO構想を作成し、この構想について適当である旨の市町村の認定を受けたものを認定構想推進事業者、いわゆるタウンマネージメント機関としている。

※ 出典 ※

IT用語辞典 e-Words

goo 辞書

日経パソコン用語事典

@IT情報マネジメント用語事典

Cybouz.net IT用語辞典

Weblio 辞書

HITACHI 電子行政用語集

IT用語辞典 BINARY

第二次富士市情報化計画<概要版>

平成 23 年 3 月

編集発行

富士市総務部情報政策課

〒417-8601

静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地

TEL 0545-55-2716

FAX 0545-55-0510

E-MAIL edp@div.city.fuji.shizuoka.jp

URL <http://fujishi.jp/>

